

市税（固定資産税）優遇措置制度のご案内

市内にて、下記業種のうち一定額以上の設備や機械等の新增設を新たに行った事業所は、その分の固定資産税について**最大5年間の免除**を受けることができます。今年6月から新たに「国際物流拠点産業集積地域」に指定されたことにより、対象業種も拡大されました。

申請期限 平成27年1月30日(金) ※償却資産申告とは別に、申請が必要ですのでご注意ください。

申請場所 市役所2階別館 雇用・企業対策室

○情報通信産業振興地域制度

【要件】 ・市内にて合計額が**1,000万円**を超える設備を新增設したもの

・機械、装置、器具、備品については合計額が**100万円**を超えるもの

【業種】 ・情報記録物の製造業 ・放送業 ・ソフトウェア業 ・情報処理・提供サービス業
・インターネット付随サービス業 ・情報通信技術利用事業 ・電気通信業
・映画、放送番組その他映像または音声その他の音響により構成される作品であって録画され、または録音されるものの制作の事業

○産業高度化・事業革新促進地域制度（産業イノベーション制度）

【要件】 ・市内にて合計額が**1,000万円**を超える設備を新增設したもの

・機械、装置、器具、備品については合計額が**100万円**を超えるもの

【業種】 ・製造業 ・道路貨物運送業 ・倉庫業 ・こん包業 ・卸売業 ・デザイン業
・経営コンサルタント業 ・機械設計業 ・エンジニアリング業 ・自然科学研究所
・電気業 ・商品検査業 ・計量証明業 ・研究開発支援検査分析業

※事前に県知事の計画認定が必要です。詳しくは、(公財)沖縄県産業振興公社(☎098-859-6237)まで

○観光地形成促進地域制度

【要件】 ・市内にて合計額が**1,000万円**を超える施設を新增設したもの

【対象施設】 ・教養文化施設（劇場、博物館、動物園、植物園、水族館等）

・休養施設（展望施設、温泉保養施設、海洋療法施設等）

・集会施設（会議場、研修施設等） ・販売施設（※付帯施設要件あり）

・スポーツ・レクリエーション施設（水泳場、体育館、トレーニングセンター、ダイビング施設等）

○国際物流拠点産業集積地域制度

【要件】 ・市内にて合計額が**1,000万円**を超える設備を新增設したもの

・機械及び装置については合計額が**100万円**を超えるもの

・**国際物流拠点（那覇空港、那覇港等）を利用すること**

【業種】 ・製造業 ・卸売業 ・特定の機械等修理業 ・こん包業 ・特定の無店舗小売業

・航空機整備業 ・道路貨物運送業 ・特定の不動産賃貸業

※申請書類等、詳細については、市ホームページの雇用・企業対策室「支援制度について」をご確認ください。

問合せ：雇用・企業対策室 企業誘致推進係 ☎893-4411 内線445